

令和7年度月別随意契約一覧(令和7年7月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
1	不動産番号敷設用 土地・家屋登記課税 データクレンジング業務委託	株式会社 ダイショウ	13,464,000	令和7年7月4日	税務課	本業務は課税台帳データと登記データを照合し、不一致箇所、未載事項等の内容説明を行うほか登記データの不動産番号をADWORLDの課税データに敷設するためのデータを作成し、税務システム標準化に向けたクレンジング後のデータ取り込みも想定した業務である。 現在、登記情報データとADWORLDとの連携システム構築は同社が提供するExpertのみであり、データクレンジング業務の実績も多数あることから本業務を受託できるのは同社のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、仙北市財務規則第116条第1項第1号の規定により、1者により見積徴収し予定価格範囲内で随意契約により実施する。
2	公衆無線LANサービス機器更改業務委託	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)	7,883,898	令和7年7月7日	観光課	武家屋敷通りや田沢湖たつこ像前を公衆無線LAN(Wi-Fiアクセスポイント)として、観光客に広く利用されている。 本業務は、現在観光課で運用している無線LANインターネット接続サービスの更改造業であり、当サービスの接続や運用について高い熟知度が必要とされる。仮に当サービスを構築運用した業者以外が受託した場合、当サービスの把握、更改後の接続の確認等に膨大な時間と労力がかかるものと考えられる。 また、サービス運用と更改の業者が別々の業者となった場合、責任区分が不明確となり、機器切り替え時におけるトラブルが発生した際に、原因究明や復旧対応に困難が生じると予測される。 既存サービスの提供・運用を担っている者でなければ、更改および接続確認等ができないことから、その条件を唯一満たすことのできるエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)と一者随意契約したい。